

# 被災状況図作成にあたってのポイント



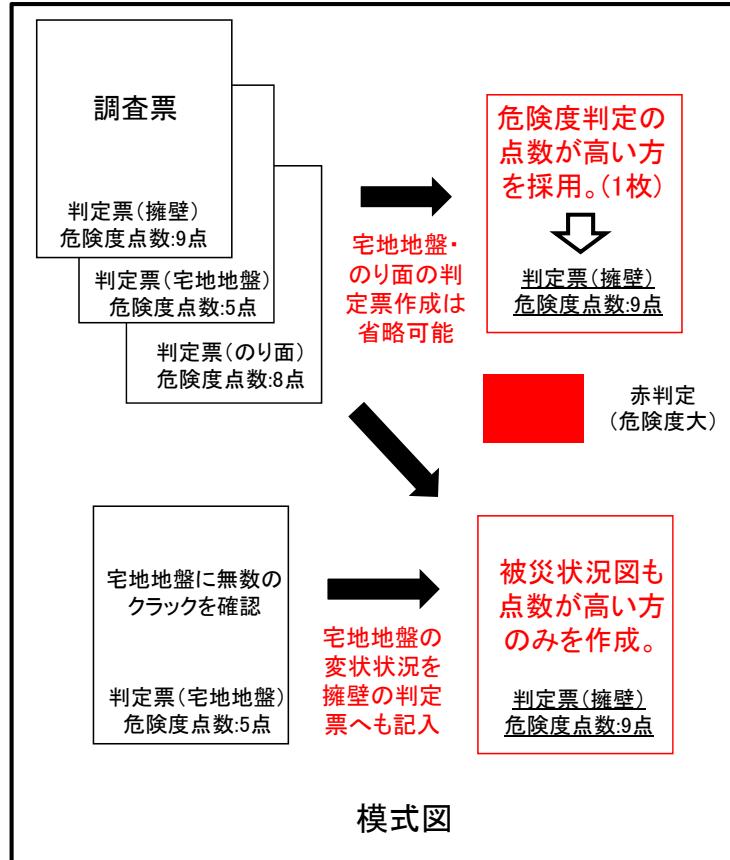
鳥取県県土整備部技術企画課

## 被災状況図作成にあたってのポイント

- ①擁壁や宅地など複数の判定が必要な場合、被害が大きい(危険度の点数の高い)方の被災状況図を主に作成すること。(危険度判定の点数の高い方を結果的に採用。)
- ②被災状況図は簡潔に書くことを心がけること。  
(判定票を書き上げるまでの目安は20分程度。)
  - ②-1 平面図、横断図の作成にあたってはメリハリをつけること。
  - ②-2 平面図に断面図の位置が分かるよう明記し、図面には計測した寸法を記載すること。
  - ②-3 断面図の構造物が一目で分かるように、構造物の模式図を入れておくこと。
- ③ 現地写真(全景写真・局部写真)の撮影時、写真1枚1枚で被災状況が分かるよう意識して撮影に臨むこと。(後々の写真整理が容易に出来るように。)
- ④ 特記事項には、平面図などでは分からない情報があれば記載しておくこと。  
(被災状況全体から崩壊が進行する可能性があると思えば、特記事項に記載しよう。)
- ⑤ 被災直後はいつ崩れてもおかしくない。危険を伴う判定はしないこと。  
判定票の記入は、「安全な場所」で行うこと。(判定士一人一人の「安全」が大事。)

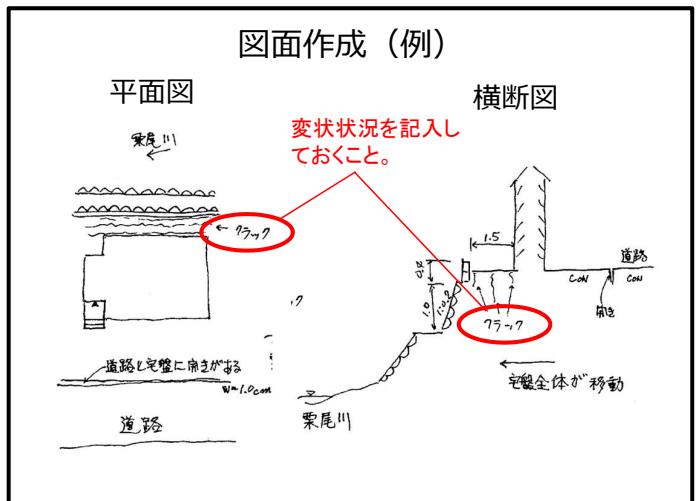
# 被災状況図作成にあたってのポイント(その1)

(擁壁や宅地など複数の判定が必要な場合、被害が大きい(危険度の点数の高い)方の被災状況図を主に作成すること。)



## 【ポイント】

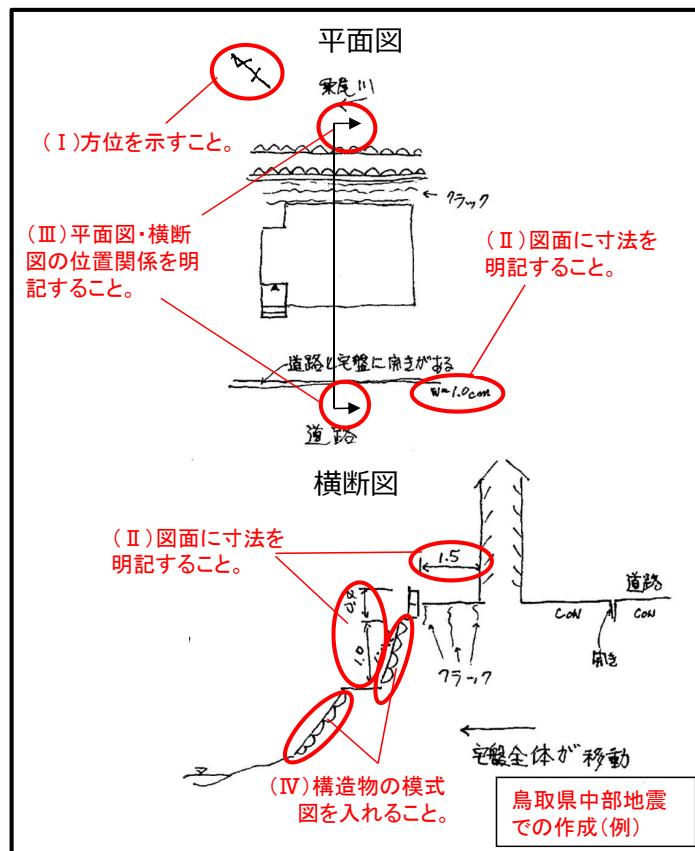
- ①-1 被害の全体像を速やかに見極め、判定票の作成に取り掛かること。
- ①-2 被災状況図の作成は危険度の点数が高い方に記入し、平面図などに、被災原因を探るために宅地周辺全体の被災状況を記入しておくこと。
- ①-3 判定が擁壁・宅地地盤など複数ある場合、点数が高い判定票のみの作成を行い、その他の判定票の作成(図面作成)は省略出来る。



# 被災状況図作成にあたってのポイント(その2)

(被災状況図は簡潔に書くことを心がけること。)

## 図面作成 (例) (Kōmō-ku)



## 【ポイント】

- ②-1 平面図、横断図の作成にあたってはメリハリをつけること。
- ②-2 平面図に断面図の位置が分かるよう明記し、図面には計測した寸法を記載すること。
- ②-3 断面図の構造物が一目で分かるように、構造物の模式図を入れておくこと。

1連の判定活動にかかる時間の目安 (1日15宅地程度)

1宅地あたり判定時間は概ね30分程度。

(現地調査、計測、判定票書上げまですべてを含め。)

判定票の作成は20分程度が目安です！！！

## 判定活動の時間割 (1宅地あたり)

現地検査 (5分)	判定票の作成 (20分)	ステッカー作成 (5分)
--------------	-----------------	-----------------

## 被災状況図作成 (留意事項)

- (I) 平面図に方位を示すこと。
- (II) 平面図・横断図には寸法を明記しておくこと。
- (III) 平面図・横断図との位置関係が分かるようにすること。
- (IV) 構造物の模式図を入れること。

# 被災状況図作成にあたってのポイント(その3)

(現地写真(全景写真・局部写真)の撮影時、写真1枚1枚で被災状況が分かるよう意識して撮影に臨むこと。)



## 【ポイント】

- ④-1 一つの被写体について、全景写真・局部写真の撮影を各1枚以上行うこと。  
※判定の要となる被災状況の撮影は必ず行うこと。
- ④-2 写真を整理する際には、平面図や調査票と対応出来るようにすること。

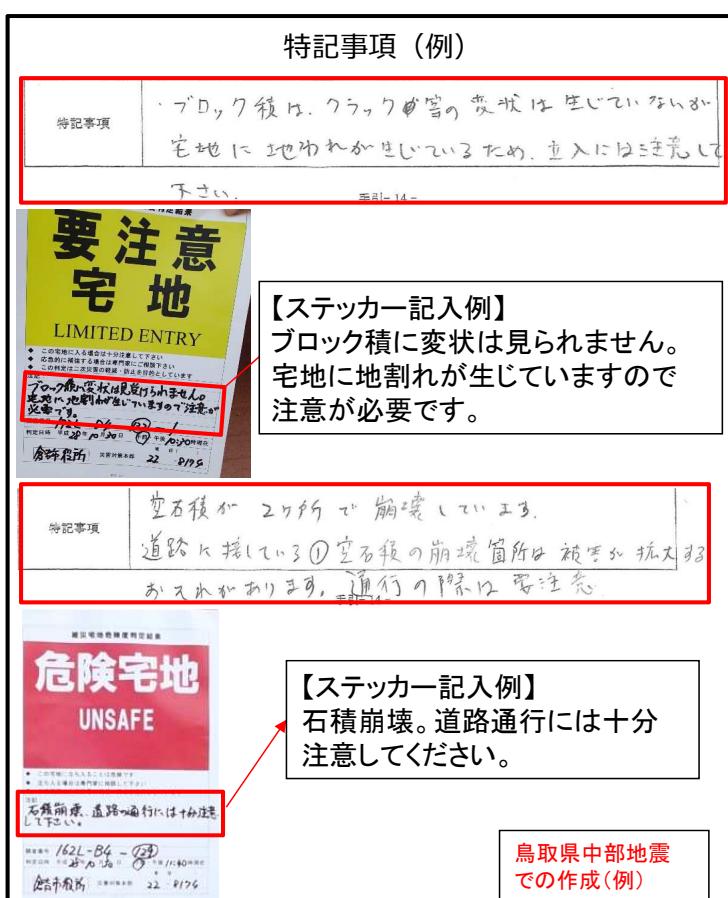
## 【調査における被災写真撮影時の留意事項】

- 全景写真：被災の始点・終点が分かるように撮影すること。  
局部写真との位置関係を分かるようにすること。
- 局部写真：目立つ建物、構造物等を入れ撮影箇所が分かるようにすること。  
ポール、コンベックス等を利用し、被災対象物の長さ、幅深さ、移動量等が分かるようにすること。  
擁壁などの被災は、破損していない部分を入れて撮影すること。

判定の要となる被災状況(全景写真・局部写真)の撮影は必須！！！

# 被災状況図作成にあたってのポイント(その4)

(特記事項には、平面図などでは分からず情報があれば記載しておくこと)



## 【ポイント】

- ③-1 特記事項には、平面図や現地写真だけでは分からず情報があれば記載すること。
- ③-2 ステッカーへの注記欄については、特記事項に記載した内容を含め、居住者へ危険性の有無を明確にすること。

## 【特記事項へ記入する上の留意事項】

- ・特記事項の記入例として、以下の内容など記載しておくことが望ましい。
- ・被災状況全体を確認した上で、留意する事項(例えば、降雨などによる拡大崩壊の有無。円弧滑りの危険性、転石や湧水の有無など)総合的に検討した上で、宅地等周辺施設へ被害が発生するかの可能性について記載。
- ・居住者への説明時、住民からの聞き取り情報などあれば記載。(例えば、地震前の宅地状況や地震後に発生したクラックの進行具合など)

## 【ステッカーへの注記について】

- ・これら特記事項へ記載した情報など含め、ステッカーの注記欄へ「危険性の有無について」居住者へ知らせるために記載すること。

# 被災状況図作成にあたってのポイント(その5)

(危険を伴う判定はしないこと。判定票の記入は、「安全な場所」で行うこと。)

現地写真



**【注意事項】**  
この写真のように、斜面崩壊が発生している状況化ではむやみに近づかないこと。  
離れた場所からの撮影のみとし、目視での判定でもOK。



**【注意事項】**  
この写真のように、宅地地盤に無数のクラックが発生し、大変危険な状況化では、むやみに近づかないこと。



危険な場所に近づく者がいれば、躊躇せず注意しよう。

鳥取県中部地震  
での写真撮影(例)

## 【ポイント】

- ⑤-1 被災宅地判定活動は危険と隣りあわせ。「危険」と思えば、むやみに近づかないこと。
- ⑤-2 判定票作成時、斜面近辺やクラック周辺部は避け「安全な場所」で作成するよう心がけること。

## 【その理由や考え方】

- ・被災宅地の判定は、宅地近辺の擁壁や斜面の判定活動を行う。判定時、余震や降雨等でこれら施設がいつ崩れてもおかしくない。いわば、危険と隣り合わせの判定。
- ・判定の際、「危険」と感じれば無理に近づこうとせず、目視による判定でもOK。**判定士一人一人の「安全」が大事。**
- ・班内でも声掛けを行い、危険な場所に近づこうとする者がいれば、躊躇せず注意すること。
- ・判定票の作成は、擁壁やクラック、斜面近辺での記入を避け、余震等が発生しても比較的安全が確保出来る場所にて作成すること。

## 【(例)中部地震時の判定活動の中止判断基準】

- ・震度5弱以上の地震が発生したとき
- ・気象警報が発表されたとき
- ・調査対象市町村等より避難情報が発表されたとき